

◎新潟県告示第369号

新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例第2条の規定により、当該試験、検査等に要する費用の額等を考慮して知事が別に定める額（平成26年3月新潟県告示第505号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から実施する。

平成29年3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前					
試験、検査等の種類			手数料の額		試験、検査等の種類			手数料の額		
			単位	金額				単位	金額	
(略)					(略)					
2	(1)	機械的測定	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
			ス 粘度測定試験	(略)	(略)	ス 粘度測定試験	(略)	(略)	(略)	(略)
			セ エックス線CT試験	1 時間まで	9,370円	セ エックス線CT試験	1 時間を超え1 時間増すごとに	7,140円	(略)	(略)
(略)					(略)					
(略)					(略)					